

# 家族心理学研究 投稿規程

制 定：1986年6月8日

最新改定：2017年9月1日

1. (投稿条件) 本誌に掲載される論文は、本学会会員が執筆した家族心理学に関する論文とする。執筆者が複数の場合には、原則として執筆者全員が本学会会員であることを要する。また、当該年度の年会費を納入していることを要する。
2. (倫理規定) 本誌に投稿される論文は、研究者が遵守すべき社会通念としての研究者倫理に抵触していないものでなければならない。審査過程で投稿論文が研究者倫理に抵触する疑義が提出された場合は倫理問題検討のための手続きがとられる。投稿にあたっては、本学会倫理綱領も参照すること。
3. (二重投稿について) 投稿から、「掲載可」または「著者訂正後再査読を要する」「資料として再査読を要する」「掲載不可」の結果が通知されるまでの期間を投稿期間とし、この期間に同一論文または実質上同一論文が他の雑誌に投稿される場合には二重投稿と判断する。二重投稿が確定した時には、家族心理学研究に掲載された論文の場合には論文削除の手続きがとられ、審査中の論文の場合には審査を即時に中止する。事実関係の調査の後、家族心理学研究の広報欄で著者名を含めて事実関係を公表すると同時に、重ねて投稿された、またされている他雑誌の発行機関に事実関係を報告する。
4. (未公開について) 審査の対象となる投稿論文は未公開のものに限る。
  - (ア) 学術および一般雑誌、大学や研究機関などの紀要、学術図書および一般図書に掲載された論文は公開された論文となり、同一論文または同等の論文を家族心理学研究に投稿できない。
  - (イ) 既公開、印刷中あるいは審査中の論文と同一のデータに基づくものであっても、データの追加や再分析を行い、かつ新たに本文・図表を執筆、作成し、実質的に元となる論文を発展させるものは公開されたものとは別の論文と判断され、審査の対象になる。
5. 投稿論文は、編集委員会が編集委員ならびに会員の協力を得て審査し、掲載の可否を決める。
6. 審査の結果、修正が必要とされた論文について、その旨を通知した日から起算して半年を超えて再投稿がなされない場合には、著者による申し出がない限り投稿を取り下げたものとする。
7. 原著論文は原則として、問題(目的)、方法、結果、考察(結論)、文献、英文要約の順に構成されることが望ましい。

8. 投稿論文の長さは、本誌（B5で、22字×2段×38行）の12ページ以内とする。討論および書評は、本誌1ページあるいは2ページとする。
9. 投稿する際には、本誌巻末に掲載の投稿論文執筆要項により執筆するものとする。
10. 校正は、初校を著者、再校以降は編集部で行う。
11. 投稿に当たっては、学会誌巻末もしくは学会ホームページから「家族心理学研究論文掲載申込書」と「投稿論文チェックリスト」を入手し、必要事項を記入の上2部作成し、提出する4部の原稿とともに提出する。
12. 別刷りは、その費用を全額本人負担とする。
13. 掲載された論文の著作権は、家族心理学研究著作権規程による。
14. 原稿は、必ず書留郵便もしくは宅配便で下記あて送付することとする。  
〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-7 YGビル5階  
一般社団法人日本家族心理学会事務局内「家族心理学研究」編集委員会 宛  
jafp-editor@heart.so-net.jp

#### 附 則

1. 本規程は、1986年6月8日より施行する。
2. 本規程は、1988年9月1日に一部改定し、同日より施行する。
3. 本規程は、1992年6月28日に一部改定し、同日より施行する。
4. 本規程は、1997年6月1日に一部改定し、同日より施行する。
5. 本規程は、1999年5月22日に一部改定し、同日より施行する。
6. 本規程は、2001年11月1日に一部改定し、同日より施行する。
7. 本規程は、2003年4月1日に一部改定し、同日より施行する。
8. 本規程は、2004年4月1日に一部改定し、同日より施行する。
9. 本規程は、2010年8月21日に一部改定し、同日より施行する。
10. 本規約は、2013年8月30日に一部改定し、同日より施行する。
11. 本規程は、2017年9月1日に一部改定し、同日より施行する。